神奈川県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			2.2E+0	1.0E+2	106.3
64	エトフェンプロックス	1.2E+2	4.3E+1	3.2E+1	8.0E+1	278.5
117	テブコナゾール				8.2E+0	8.2
139	トラロメトリン			3.1E+1	6.2E+0	36.8
140	フェンプロパトリン			1.4E+1		14.5
153	テトラメトリン	1.3E+3	2.3E+1	1.2E+3	3.2E-1	2,548.5
181	ジクロロベンゼン	2.8E+3	6.4E+2			3,466.8
225	トリクロルホン		2.2E+1			21.9
248	ダイアジノン		2.3E+0			2.3
251	フェニトロチオン		5.8E+2	1.8E+1		597.9
252	フェンチオン	2.9E+1	2.1E+2	2.9E+1		271.2
256	デカン酸				1.2E+1	12.0
350	ペルメトリン	1.7E+2	1.2E+2	1.0E+2	1.7E+2	552.7
405	ほう素化合物		2.4E-1	2.8E+2	3.7E+0	280.6
427	カルバリル			1.0E+3		1,046.8
428	フェノブカルブ			6.8E+2	4.6E+2	1,135.6
457	ジクロルボス	6.1E+2	2.1E+3			2,696.7
	合 計	5.1E+3	3.7E+3	3.4E+3	8.4E+2	13077.3

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等